

鴨川市視聴覚センター貸出等規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 蒔苗 茂

鴨川市教育委員会告示第5号

鴨川市視聴覚センター貸出等規程の一部を改正する告示

鴨川市視聴覚センター貸出等規程（平成17年鴨川市教育委員会告示第2号）を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「天津小湊公民館」を「天津小湊地区公民館」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。